

若手クリエイター育成・集積事業企画運営業務仕様書

1 業務名

若手クリエイター育成・集積事業企画運営業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

本市にはアニメやゲームについての教育課程のある大学や専門学校などの教育機関が複数存在し、優秀なクリエイターを輩出している。今後、更に多くの優秀なクリエイターを生み出せるよう、これらの教育機関の在学生をはじめ、クリエイター志望者のスキルアップや就業支援、コミュニティ形成を図り、本市のコンテンツ産業振興に繋げる。

4 業務内容

- (1) アニメや映像制作等のスキルアップやキャリア形成に向けたセミナー、ワークショップの開催
 - ア 京都市内の学生やクリエイター志望者等を対象としたセミナーやワークショップ等を年間最低2回以上開催すること。なお、開催場所や出演者等との連絡調整、開催にあたり必要となる会場使用料、講師への謝礼、交通費等の費用はいずれも受託者が担うこと。
 - イ 開催については、実地、オンライン、ハイブリッド等、最も効果的な開催手法を検討し、本市と協議したうえで決定すること。
 - ウ 内容については、業界の動向を踏まえたうえで、クリエイター志望者のコミュニティ構築、企業とのマッチングを念頭に、本市の他のクリエイター支援策との連携を図ること。なお、企画内容の検討や登壇者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。
 - エ 参加者には、イベントの開催ごとにアンケートを実施すること。
- (2) アニメーション教育ミートアップ（仮）の企画・開催・運営・検証
 - ア 学生が学校の枠を超えて自身が制作したアニメ作品を発表・意見交換するとともに、教育機関やアニメ業界の関係者とも交流できるイベントを年間最低1回以上開催すること。なお、開催場所や出演者等との連絡調整、開催にあたり必要となる会場使用料、講師への謝礼、交通費等の費用はいずれも受託者が担うこと。
 - イ 最も効果的な日時・場所等で実施すること。
 - ウ 前記(1)のセミナーや本市が取り組むコンテンツ産業振興推進施策（京都国際マンガ・アニメフェア等）と連携した内容とすること。なお、企画内容の検討や登壇者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

（参考HP）

- ・京都国際マンガ・アニメフェア
: <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000343769.html>
- ・京都国際クリエイターズアワード
: <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000347161.html>
- ・アニメ×ゲームジャム

エ 参加者には、アンケートを実施すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

画像やデザイン、映像、音声等のコンテンツ制作及びインターネット動画配信に当たっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

6 業務報告

委託業務完了後速やかに報告書を作成し、業務期間内に電子データを本市に提出すること。報告書については、以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・ 実施事業の概要
- ・ アンケート集約結果及び事業効果の分析結果
- ・ 参加者数及び参加者リスト

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受注者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

令和7年度と受託者が変わる場合は、前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。また、契約期間の終了後であっても次受託者の円滑な業務引継ぎを遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上